平成２２年（フ）第６６８５号
東京都板橋区志村１丁目16―11
破産者　相原　武雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７１０号
東京都目黒区上目黒３丁目１－３―305
破産者　小俣　雅子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７４５号
東京都練馬区中村北１丁目11―６―1301
破産者　柳川　正光
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７４６号
東京都練馬区中村北１丁目11―６―1301
破産者　柳川　昌子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７５０号
東京都大田区蒲田１丁目26―16　富士見荘２号
破産者　山田　茂雄
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７６１号
神奈川県横浜市青葉区すすき野２丁目４　すすき野第二団地11棟507
破産者　小山内孝之
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第２０１号
福岡県宮若市下2141番地の１
破産者　株式会社畠産業
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１８２１０号
東京都調布市入間町１丁目27―89
破産者　鈴木愼一郎
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７４７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社大佐
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４２号
北海道旭川市東鷹栖４線17―90―12
破産者　加藤　博士
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３４６号
横浜市中区千代崎町１丁目25番地21号　ライオンズマンション横浜山手205
破産者　有限会社文安
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４７号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目２番１号
破産者　有限会社アイアールシー
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６号
新潟県見附市椿澤町1774番地
破産者　朝日有限会社
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８８０号
大阪市中央区内本町１丁目２番11号ウタカビル602号
破産者　株式会社シード
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１６号
大阪府大東市新田旭町３番12号
破産者　有限会社双立化工
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１７号
大阪市淀川区野中南１丁目８番５号
破産者　株式会社ハウコーポレーション
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９号
堺市堺区榎元町５丁９番２号、店舗住所大阪府東大阪市小阪本町１－５－５
破産者　株式会社Ｐａｒｔｙ’ｓ
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第２４５号
奈良県香芝市鎌田350番地の１
破産者　株式会社中村
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
山口県萩市大字椿東5714番地の121
破産者　有限会社坂本建設
1　決定年月日　平成22年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２０年（フ）第８３７０号
東京都中央区京橋２丁目２番地５号
破産者　株式会社高岡アートクラフト
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第８３７１号
千葉県船橋市三山８丁目23―９―603
破産者　恒川　三郎
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８０２号
静岡県富士宮市宮原855―301、開始決定時の住所東京都中央区月島２丁目10―１―2203
破産者　篠原　興二
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部